

産業構造審議会保安分科会液化石油ガス小委員会（第5回）議事録

日時：平成27年3月11日（水曜日）10：00～12：00

場所：経済産業省別館3階312各省庁共用会議室

議題：

- (1) LPガス事故の発生状況、立入検査の実施状況及びトップヒアリング等について
- (2) 液化石油ガス販売事業者等保安対策指針について
 - ①平成26年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針の取組状況について
 - ②平成27年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針（案）について
- (3) 液化石油ガス法等の保安規制に係る検討結果（報告）
- (4) 規制の整合化等に向けた検討について

議事内容

○大本ガス安全室長　それでは定刻より少し早いですが、そろいましたので、ただいまから第5回産業構造審議会保安分科会液化石油ガス小委員会を開催いたします。

本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。開催に当たりまして、事務局を代表して、寺澤商務流通保安審議官より御挨拶させていただきます。

○寺澤商務流通保安審議官　おはようございます。寺澤でございます。本日は皆様、お忙しい中、第5回の液化石油ガス小委員会にお集まりいただきましてありがとうございます。本日は3月11日でございます。ちょうど4年前に東日本大震災が起きました。犠牲になられた全ての方に対して哀悼の意を表するとともに、心より御冥福をお祈りしたいと思います。

この液化石油ガス小委員会、ちょうど第1回が2年前に開かれました。その際、「LPガス災害対策マニュアル」を策定していただきました。重要なのはそれをしっかり実行すること、さらに進化させていくということだろうと思います。その上で、本日は2つの大きなテーマがございます。1つは保安対策指針の策定でございます。御案内の方も多いと思いますが、この保安対策指針というのは、毎年、LPガス販売業者等の皆様の重点的な取り組み課題を取りまとめていくものでございます。平成27年度については、これまでにない目標を新たに策定したいと考えております。LPガス関連の事故について

みますと、死者の数について1桁台の前半で推移しておりますけれども、特に負傷者の数がこの20年間、大体70人から80人ぐらいで、高どまりしているということでございます。私どもとしてはこうした死傷者の数を減らしていくことが重要だろうと考えております。

そうした観点から、1つの目標年度としては、2020年を見据えて死傷者の数を減らしていくという目標、近年はなかったのですけれども、そうした目標を新たに設定してはどうかと考えております。もちろん目標設定だけで終わるわけではなくて、そうした目標に向けて、これまで以上に実効性のある取り組みが必要になってまいります。そうした取り組みを含めた今年度の保安対策指針案についてお諮りしますので、是非、しっかりと御審議していただければと考えております。

2点目が、規制の整合化などの推進でございます。御案内のようにガスシステム改革に関して議論がございます。いろいろな制度について改めて見直すということをしていきますと、保安規制について、液化石油ガス法とガス事業法とでは保安規制の面で必ずしも整合的でないというのが少なからず明らかになってきております。昨年6月のこの委員会の場でも、保安規制については整合化を進めたらどうかという御意見を頂戴しました。本日はこの整合化に向けてさらに議論を進めていただければと考えております。規制については不断の合理化が必要でございます。例えば性能規定化というのをこれまでやってきましたが、その一層の推進を含めた規制の合理化について、本日御議論していただければと思います。

また、LPガス災害対策マニュアルのフォローアップについても御紹介させていただきたいと思っております。本日も盛りだくさんのテーマがございます。皆様におかれましては積極的な御議論をいただければ幸いです。本日はどうぞよろしくお願いたします。

○大本ガス安全室長　ここからの議事進行につきましては、橘川委員長をお願いいたします。

○橘川委員長　おはようございます。本日もよろしくお願いたします。

座らせていただきますが、4年前の今日、1万5000人を超える方が命を亡くされました。そして、いまだに3000人近い方が行方不明で、その後の震災関連死も福島県を中心に2000人以上の方に上っていると思っております。ただ一方で、あの日、LPガスがどれくらいたくさん命を救ったかという現実もあるわけございまして、そのLPガスの世界、3.11以降いろいろ変革へ向けて前向きな動きがあったと思っております。ただ、それでもやらなければいけないことが幾つか残ってございまして、その中の中心がこの保安の問題であり、あるいは料

金の問題かと思えます。保安の問題は当然のことながら、マイナスをマイナスするという側面がありますが、これからは容器の問題などで都市ガスエリア、あるいはオール電化住宅の家の中にもLPガスが使われるような時代がやってくるかと思えますので、保安がカバーしなければいけない範囲も広がります。決してマイナスをマイナスだけではなくて、プラスに転じる成長戦略の一環としても絶対この保安の問題は避けて通れないということなので、重要な会合となると思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、まず、大本ガス安全室長に委員の紹介及び資料の紹介をしていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○大本ガス安全室長 本日、委員 18 名中 17 名が御出席いただいておりまして、小委員会の定足数に達していますことを御報告いたします。今回から新たに参加される委員の方を御紹介させていただきます。高圧ガス保安協会理事・安田委員でございます。

○安田委員 安田です。よろしくお願ひいたします。

○大本ガス安全室長 続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。お手元の資料を御覧ください。まず座席表があり、議事次第、配付資料一覧、委員名簿、それから、資料 1-1、1-2、1-3、資料 2-1、2-2、2-3、2-4、別紙 1、資料 3、資料 4、参考資料 1、2 がございます。配付資料に不備がございましたら、議事進行中でも結構ですでお知らせいただければと思えます。

○橘川委員長 それでは、早速、1 番目の議題に入ります。「LPガス事故の発生状況、立入検査の実施状況及びトップヒアリング等について」です。資料 1-1 から資料 2-2 までを使うことになると思えますが、大本室長、お願ひいたします。

○大本ガス安全室長 報告事項ということで、事故と立入検査とトップヒアリング等、通して説明させていただければと思えます。

まず、資料 1-1 を御覧ください。昨年の LP ガス事故発生状況でございます。1 ページ目は前回も説明しているので省略させていただいて、2 ページ目を御覧いただければと思えます。今回初めて作成したものでございますが、死亡者数、負傷者数の推移、5 年ごとにプロットしたもので、赤字が死亡者数、青字が負傷者数となっております。35 年から 40 年前に死亡者数約 59.2 人をピークに、安全器具の普及とかガス事業者の努力、取り組みによってガス事故の件数が下がってきまして、ここ近年では、2.2 人とか 1 桁台前半となっております。一方で負傷者数については、ピークでは 600 人を超えるような負傷者数でしたが、同様に下がってきまして。ただ、ここ 20 年は 70~80 人を推移している

ということで、横ばい状況になってございます。

3 ページ目を御覧いただければと思います。表-1 ですが、昨年の事故件数が、右側の26年のところに書かれています。185件とここ5年ぶりに200件を下回ったものの、死傷者数は77人と平年並みになってございます。

6 ページ目を御覧いただければと思います。昨年発生した重大事故についてですが、2件発生しています。1件目が真ん中の写真でございまして、富士山の山小屋で、屋外式の風呂釜を浴室内に設置し、排気設備も施工されていないということで、CO中毒で1人亡くなっております。もう一つが長野県で、除雪作業中に重機が貯槽に接触して安全弁を破損し、ガスが漏れ出し、消費者宅内で使用されていたストーブに引火したもので、3人が重症となっております。

7 ページ目を御覧ください。B級事故という重大事故の件数でございまして、昨年の件数は2件、死亡者1人ということで平年並みでございまして、23年、24年は、CO中毒の事故の件数に比べて、症者の数が非常に多くなっています。特に24年の23人につきましては、そば打ち体験の交流施設で、1つの事故で22人の被害者が生じる事故が発生しているということで、CO中毒事故については、その従業員も含めて多くの利用者が巻き込まれますので、CO中毒事故に向けた対策というのが引き続き必要であるということでございます。

8 ページ目と9 ページ目を見開きで御覧いただければと思います。9 ページ目の表が現象別の事故の発生状況でございまして、この表の一番上が漏えい、真ん中が漏えい火災、漏えい爆発、その下がCO中毒、酸欠ということで、大きく3つに分けております。漏えい事故については、LPガス事故の半分を超える95件が発生しています。漏えい火災・爆発については約4割の87件、CO中毒事故については3件発生しているという状況でございます。

10 ページ目と11 ページ目を見開きで御覧いただければと思います。これは原因者別の事故発生状況でございまして、11 ページ目の表-4 ですが、原因者が誰かという分類でございまして、一番上の一般消費者に起因する事故ですが、昨年26年は59件ということで、全体の約3割が一番多い割合になります。59件のうち括弧で32件と書いてございまして、これが点火ミスとか立ち消えということです。最近ですと電池が切れて、点火を何度も繰り返した結果、爆発するということが起きております。上から3番目は販売事業者に起因する事故でございまして、これについては約10%強が主に供給設備の腐食等劣化によるものでございまして、26年度については雪による事故も39件発生しております。今年について

は速報ベースで、2月末で21件発生している状況でございます。

12 ページ目、13 ページ目を御覧いただければと思います。場所別の事故になります。13 ページ目の表ですが、どこの場所で発生しているかということで、住宅では、一般住宅・共同住宅等が全体の約6割、業務用施設が約4割発生しておりますが、B級事故といわれる重大事故については一般住宅が3割、業務用施設が約7割で、重大事故については業務用施設の方で多く発生している状況になっております。

16 ページ目を御覧いただければと思います。死傷者を伴う事故でございます。今回初めて作成しております。死傷者を伴う事故件数を表-8で挙げると、40件から50件発生しております。昨年は77人の死傷者ということですが、事故件数は51件発生しており約6割、一般消費者に起因する事故が33件発生してございます。そのうち全体の約4割、21件が立ち消え、点火ミスによる死傷を伴う事故が発生している状況になっております。

17 ページ目を御覧いただければと思います。(8)の質量販売でございます。通常、メーカーを経由して体積で販売するのが主流でございますが、中にはボンベに装置を取り付けて、例えば、屋台など、重量で販売するような場合を言いますが、この質量販売については昨年11件発生しており、また負傷者数が16人ということで、昨年より増加している状況になっております。

19 ページ目を御覧ください。法令違反に伴う事故でございます。昨年、法令違反に伴う事故が22件、全体の約1割強が発生しております。また、上から4つ目のパラですが、死傷者数が77人ですが、このうち22%が法令違反を伴う事故によるものでございます。法令違反については、例えば設備士の講習を受けていなかったとか、容器交換時の点検確認の作業を怠ったものとか、定期調査とか点検を適切に実施されていないとか、接続が適切でないとか、質量販売で書面交付や点検をしてなかったとか、そういうようなことで発生しているものでございます。

20 ページ目にまとめがございますが、先ほどと重複するので省略いたします。

28 ページ目では、各都道府県別の事故件数を平成18年から記載しておりますので、御覧いただければと思います。それが資料1-1でございます。

続いて、資料1-2を御覧いただければと思います。今年度の立入検査の実施状況と来年度の立入検査の重点というところでございます。1 ページ目が、経済産業省本省で実施した立入検査の状況でございます。本年度は18社について立入検査を実施しております。真ん中の2番目のパラでございますが、そのうち1社で、質量販売に際して書面の未交付、

また消費設備調査及び周知の未実施というものがございました。また、記載不備があったので、それぞれの事業者にも口頭注意を行っております。

2ページ目に、各地域の産業保安監督部における立入検査の状況でございますが、12月までに92社の立入検査を行っております。その結果、5社（10件）において法令違反があり行政指導を行っております。その下でございますが、来年度の立入検査については、引き続き10項目を重点に確認するというところでございます。26年度の立入検査結果については、本省で行った立入検査の結果を示しております。説明は省略させていただきます。それが資料1-2でございます。

続いて、資料1-3を御覧ください。LPガスのトップヒアリングの結果でございます。これについては平成17年度から保安対策指針を提示して、自主保安の向上を促しておりますが、LPガスの企業のトップの方に保安の取組状況についてヒアリングを通じて確認させていただいており、ここ数年は、毎年ヒアリングをさせていただいているところでございます。

ヒアリングの対象事業者は、本省に登録されている販売事業者が50社、また保安機関が78社でございますが、その中から10社を抽出してヒアリングを行っております。これまでヒアリングを行っていない社、行政処分等を行った社を中心に10社に対して行っております。その結果が、1ページ目の下に記載しているところでございます。法令遵守につきましては、全ての事業者で、経営者の姿勢ということでは「経営方針」とか「重点目標」ということで、社内・関係者に明確に表明し、トップのシニシアチブを発揮されております。また、自主保安活動については、チェックシートなどによって各事業所の課題抽出とか、その管理部分でも実態把握を行っております。

2ページ目、事故防止対策のところでございます。CO中毒事故防止という観点でいけば、全ての事業者が、行政とか団体が提供しているリーフレットを活用するなど、その周知を行っているところでございます。また、業務用厨房機器に関しては測定とか、社内基準で業務用の換気設置基準を社内基準で規定するなど、業務用需要家の理解を得るための工夫を行っております。

続いて、一般消費者に起因する事故に関しては、多数の事業者がガス栓カバーとか、高齢への「ひと声呼びかけ運動」、また消費者巡回でのコンロ清掃を通じて、消費者との接点を増やす工夫をしております。また、Siセンサー付きコンロの普及とか、安全装置がついていないガス器具の取り替えの呼びかけとか、そういうことを行っております。

自然災害対策については、ガス放出防止型高圧ホースの設置への取り組み、また、中核充てん所を保有しているところについては、自治体との連携、防災訓練への参加を行っております。

資料 2-1 の説明は省略いたしますが、左側に今年度の保安対策指針を記載しておりますが、見開いていただくと 10 社のトップヒアリングの結果、関係団体、また行政の取り組み等を右側に記載させていただいております。それが資料 2-1 でございます。

資料 2-2 を御覧いただければと思います。これは保安対策指針の取組状況の参考資料でございます。3 ページに、今年度が最終年度ですが、全国 LP ガス協会さんの「LP ガス安全安心向上運動」の実施と、取組状況を 4 ページ目に記載しております。

7 ページ目から 11 ページ目ですが、平成 22 年から過去 5 年間の、LP ガスの保安功績者表彰で受賞された方々を掲載させていただいております。いずれも LP ガスの自主保安活動を積極的に推進し、顕著な功績を挙げられた販売事業者等の方々でございます。

12 ページ目から 14 ページ目は、認定販売事業者 239 社を掲載させていただいております。この認定販売事業者は、集中監視システムで高度な保安機器を導入して保安の高度化を図っている販売事業者ですが、本省、監督部、都道府県でそれぞれ認定しておりますが、全体の約 1 % 程度となっております。

15 ページ目を御覧いただければと思います。CO 中毒事故に関して、業務用厨房での CO 中毒事故防止の観点から、毎年夏頃に関係機関または関係団体に注意喚起を呼びかけるとともに、18 ページ目に CO 中毒事故連絡会議ということで、関係省庁が一堂に会して連絡会議を行っております。

19 ページ目は、消防との連携ということでリーフレットを作成してございます。

23 ページ目から 26 ページ目は、CO 中毒事故に関するリーフレットです。

27 ページ目が、消費者への注意喚起のためのスマートフォンでの、「3 分で分かる LP ガスの安全まとめ」ということへのサイトを作成してございます。

32 ページ目には、去年も御紹介しましたが、ガス栓カバーについてでございます。

また、33 ページ目は、ガス栓カバーの出荷が順調に推移しているところでございます。

34 ページ目は、過去にパロマ製の瞬間湯沸器で事故がございましたが、これについては LP ガス販売事業者、都市ガス事業者は点検の機会がございますので、その際発見した際は、パロマと経産省に報告しなさいという体制をとっておりますが、直近 1 年間で 12 台発見されております。そのうち 9 台が LP ガスで、8 台が空き部屋で確認されたものでござ

います。

35 ページ目、36 ページ目、37 ページ目、これも今回初めてつけさせてもらいましたが、リコール製品、いわゆる風呂釜、給湯器、燃焼機器、経済産業省の製品安全ガイドで掲載されているものですが、これらについても販売事業者の方に留意していただきながら点検を行っていただければと思います。リコール製品を使用している一般消費者先における事故もごございます。

38 ページ目、右下に点線で赤い字がありますが、長期使用製品安全点検制度でございませう。実際にガス機器を購入した消費者にあらかじめ登録いただいて、一定年数が経過したら、注意を連絡する制度でございませう。ガス業界でも、販売する際、点検する際に、こういった制度の周知や、お客様情報を記載したはがきの登録の促進をお願いしているところでございませう。

40 ページ目については、他工事事故に関する注意喚起の資料。

41 ページ目、42 ページ目は、昨年 11 月に住宅の塗装工事で、給排気の閉塞によるガス事故が発生していることを踏まえて、国土交通省を通じて塗装工事業者に、事故防止に向けた要請を行っているところでございませう。

45 ページ目が質量販売に係るリーフレット、46 ページ目が山小屋に係る注意喚起のリーフレットをつけております。

47 ページ目、48 ページ目は、先ほど申し上げた事故と注意喚起というものを行っております。

落雪対策については、55 ページ目にリーフレットと、あと 56 ページ目に、先ほどの「LP ガス災害対策マニュアル」の作成、公表を行っております。以上でございませう。

○橘川委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ここまでのところで一旦質疑応答、御意見を頂戴したいと思います。名札を立てていただければ順次御指名させていただきます。いかがでしょうか。内藤委員代理、お願いいたします。

○北嶋委員（内藤委員代理） リコール対象製品への対応の件でございませうが、私どもとしては、お客様の安全確保を第一とする観点から、LP ガスの販売事業者も協力していきたいと存じます。なお、リコールについては、本来的には機器メーカーに一義的な責任があると思います。そのためリコールを行う場合には、まず機器販売ルートを通じてリコールをしっかり行っていただきたいと思います。その上で機器メーカーから、私ども全国

L P ガス協会及び都道府県の協会にも御連絡していただくとともに、当該製品を販売していない多くのL P ガス販売事業者も回収に協力することになりますので、回収作業に要する費用の負担も明確にさせていただきたいと思えます。また、消費生活用品安全法に基づくリコールと、メーカーさんが自主的に回収なさっているもの等の対応については、それなりの区別があってしかるべきではないかと考えております。

それから、長期使用製品安全点検制度への協力の件でございますが、これについては2009年4月に始まりまして、あと4年で初年度販売分の点検時期に入りますが、機器メーカーによる既製品の所有者情報の把握状況については、十分ではないと聞いております。そのため、お客様の安全を確保する観点で、お客様宅の保安調査を行う際などに、私どもL P ガス販売事業者も協力していく必要があると考えております。ただし、お客様への説明と確認作業にはかなりの時間と労力を要します。その点については機器メーカーによる御負担をお願いしたいと考えております。

なお、このコストを低減するためには、私見ではございますが、スマホなどで動くアプリを機器メーカーが共同で開発していただいて、保安調査の現場等での確認、入力作業を簡便にすることなどが有効ではないかと考えております。さらに所有者情報を機器メーカーに提供することが、現時点では個人情報保護法の適用になりますので、お客様御本人の了解なしには行えません。これを個人情報保護法の適用除外としていただければ、お客様への説明時間も短縮することができます。この点については経済産業省において御検討いただければ幸いです。以上でございます。

○橘川委員長　　どうもありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。堀口委員、お願いします。

○堀口委員　　事故の件数など事業者の方々、機器の販売の事業者にしても、ガスの販売の事業者にしても、それなりにこの数年非常に努力されてきているとデータをみて感じました。それで実際に事故をゼロにするのは難しいことですが、今いろいろ御提案もあつたとは思いますが、お金もかからずできることとして幾つかあるかなと思っております。1つは、資料2-2の38ページと39ページに、先ほどお話の出ていました長期使用製品安全点検制度の普及啓発のリーフレットなどが出ていますが、このリーフレットをみると、言いたいのはそこなのかなというぐらい、言いたいことが小さく書いてある。換気をするの方がこのリーフレットはメインなのかなと思えるように、注意喚起の目的とその中身がきれいに整理されていなかったり、先ほど事業者さんが説明するのと確認するの

に非常に時間とコストがかかるというお話がありましたが、その説明という部分において、いかにわかりやすく短時間で説明するにはどうしていったらいいのかというような例えばコミュニケーションであったり、それに対してどのように人が動くのかという行動科学的な視点であったり、モノに対して、システムに対しては、多分人間工学の視点でそれぞれ研究もされていると思うのですけれども、そういうソフトの部分のお金も余りかからず、できる部分がまだ少し残っているのかなという感じがいたしました。

いろいろな情報提供について研究もしているのですが、字が多いのでなかなか読みたくないというのが正直な感想でして、いかに読んでもらうにはどうしたらいいのかとか、お金がかからないところでの改善点も今後考えていただければいいのかなと思います。

以上です。

○橘川委員長　大石委員、お願いします。

○大石委員　ありがとうございます。これは質問なのですけれども、資料 1-1 の例えば 11 ページとか 16 ページに一般消費者による事故の例が書いてあるのですが、これは年齢みたいなものはわかるのでしょうか。先ほど、今後は死傷者をゼロにしていくという話だったのですが、高齢者がどんどん増えていく中で、もし立ち消えとか着火ミスみたいなものが年齢層としてあるのであれば、先ほどの堀口委員のお話ではないのですが、その対象者に合わせた周知の仕方とか、例えば今のお話ではないのですけれども、この字の小ささと高齢者の方は見にくいのではないかと思ったりします。逆に、ひと声かけ運動みたいな形で直接お話ししていかなければいけないと思います。年齢層が分かれば、またそれに合わせた事故の対策ができるのではないかと思います。御質問させていただきました。

○大本ガス安全室長　年齢層については都市ガス、LPガスとも、事故報告の際、3つの区分に分けて報告いただいております。13歳未満、13歳から64歳、65歳以上の3つの区分です。この年齢については個人情報を含んでいるということもあり、消防等が確認できたときに報告してもらっておりますので、行政側が積極的に確認できないという場合もありますが、可能な限り確認して報告いただいているということでございます。

○橘川委員長　よろしいでしょうか。山田委員、お願いします。

○山田委員　全地婦連です。平たくいうと婦人会の全国版とでもいいでしょうか、私は愛知県から伺っております。よろしく願いいたします。

全地婦連としては、毎年40数カ所ぐらいで各都道府県のLPガス協会の御協力をいただきまして、防災学習会を開催しておりますので、その中で具体的な機器の安全確認とか機

器の取り扱いについての項目を入れていくことも可能です。これまでですと世の中の風潮から、災害時の点検について重きを置いておりましたけれども、防災だけにとどまらず各家庭からの火災や一酸化炭素中毒を出さないためにということで、消費者安全セミナーというのも開いております。機器の安全点検、重要性を伝えていくことはこれからどんどん進めていきたい課題の一つでございますので、是非進めたいと思います。

○橘川委員長　　どうもありがとうございました。先ほどの質問に対してお答えいただけますか。

○川原製品安全課長　　全L協の内藤委員代理から幾つかリコール、長期使用に関する御質問、御要望があったと思います。まず、リコールについては機器メーカーの責任だろうということで、私どもも基本的にはリコールの報告があったときには、機器メーカーにしっかりと周知するようということでやっております。そこはこれまでやや回収率が悪いところもあったかと思っておりますので、しっかりここは引き続き、機器メーカーに対して指導していきたいと考えているところでございます。先ほどお話があった販売ルートを通じた周知は徹底していただきたいと思っております。

それからもう一つ、リコールについて、例えば定保で集めた個人情報について、これを活用してリコール品を探すということで、これは全L協の方でも、お客様安全第一というお話がございまして、可能な限りという話がございました。トップヒアリングをみても、既にそういったことをやっていたというような先進的なところはあるのだろうと思っております。そういう動きをもっと広げていきたいということで、リコール製品による火災等が結構起こっておりますので、そういった点で引き続き全L協傘下のLPガス販売業者にはお願いをしたいと思っております。

それから、長期使用製品の方でも、既に販売済みの製品については定保面での協力という話があったかと思っております。コストの話もございましたけれども、今ガス機器メーカーの団体に対して、先ほど堀口委員から話があったことと共通しますが、できるだけ短時間に、分かりやすく合意をとる。こういったところの仕組みづくりを今お願いしているところでございまして、できるだけそのコストというか、短時間でできるような仕組みを考えてもらいたいと思っております。したがって、既に周知等はやっていただいておりますので、その合意のところは簡単にとっても難しいと思っておりますが、その説明等はチラシなどで分かりやすくできるような方法を考えていきたいと思っております。この辺は機器メーカー、全L協さんとも相談しながら進めていきたいと思っております。

それから、個人情報の問題がございました。リコールについては、既に生命等の危険がある場合ということで、個人情報保護法、同意を得なくてもということに入っているところでございます。長期使用については、例えば点検後10年ということだと、今は10年過ぎればリコールと同じよう取り扱いができることになっているところでございます。これはまたさらなる御要望がございましたら、個人情報御担当の経済産業省なり部局がございましたので、そこと話し合っていきたいと思っているところでございます。いずれにしてリコール製品、事故が起こっているのは事実でございますので、こういったものをなくす。もちろん機器メーカーは第一でございます。それから販売事業者も含めて御協力をお願いしたい。長期使用の方も、同じく将来の機器に備えてということで、機器メーカーはもちろんですし、販売事業者の皆様にも、ぜひ御協力をいただきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○寺澤商務流通保安審議官 補足で、内藤委員代理のコメントで、私が違った印象を受けたかもしれませんが、LPガス全体の保安水準を上げていく上では、機器の安全性が高まるのは非常に重要だと思います。LPガス全体の保安が高まるということは、メーカーのことだけではなくてLPガス販売事業者にとっても非常に重要なことだと思います。もちろんお立場はあると思いますし、おっしゃったことは間違っているとは思わないのですけれども、LPガス全体の保安を高めるためにメーカーもLPガス販売事業者も、一義的責任はメーカーだといわずに、それはメーカーに頑張ってもらった上で、LPガス販売事業者も接点があるわけですから、もっと積極的に取り組んでいただきたい。

もう一つは、長期使用製品の登録ですね。せっかく制度を作っても、残念ながら登録率は伸びていないのです。ガスで40%ぐらいですか、それは新規製品について。まだまだ頑張らなければいけないという中で、消費者の皆様は、登録するかという面倒くさくて進まないという中で、設置なり販売のタイミングが一番重要なタイミングでございますので、スピードを高めるというのはやるべきだと思いますけれども、同意を取った上で代行記入にする。これは既に他の業界でも取り組んでいる事例があって、私も不勉強で間違っていたら申しわけないのですが、他他の業界から、費用を払ってくれといわれたことはないのです。もちろん手間がゼロだとは思いませんけれども、代行記入で書く範囲はそんな大したことではないのです。名前と住所と機器と販売店の名前ですから。もっと大局的な観点からLPガス業界も、LPガス全体の保安向上に機器の安全性は重要ですから、より積極的な取り組みをお願いしたいと切にお願いする次第です。

○橘川委員長 内藤委員代理、何かありますか。

○北嶋委員(内藤委員代理) 機器メーカーも私どもも同じLPガス業界の一員であり、同じ船に乗っておりますので、事故があった場合には、業界全体の浮沈にかかわるという気持ちは審議官と同じでございます。

その中で、所有者情報の登録の件につきましては、今後ともLPガス販売事業者が機器を新規に販売する場合にはしっかりと対処していく所存ですが、今、特に期限が迫っている既販品の問題については、4年ごとのお客様宅の保安調査の際に消費機器を調査するときに登録漏れを補うチャンスです。しかし、保安調査に行くLPガス販売事業者や委託先保安機関は多くの場合、機器を販売した者ではないことは御理解いただきたいと思います。お客様がどんな機器を購入したか、何処で購入したか、それを登録なさったかも調査員はわからないわけでございます。その辺を含めて機器メーカーとお話をしながら最大限の努力と協力を続けていきたいと思っております。

○橘川委員長 天野委員、お願いいたします。

○天野委員 先ほどの大石委員、堀口委員からの御質問とも重なるのですけれども、一般の消費者の事故に関して、個人情報等の関係で正確なデータがよくわからないという部分はあるかもしれませんが、日本の全世帯の30%以上がひとり暮らしになっていますので、3軒に1軒はひとり暮らしであること、高齢者のひとり暮らしも非常に増えているという全体的な傾向をみますと、だんだんと今まで簡単に注意が払えていたところにも注意が払えなくなっていくなどいろいろなことがあると思いますので、先ほど指摘があったように高齢者に向けて、周辺のさまざまな組織を使うということもお考えなのかを伺いたい。いわゆるホームヘルパーさんのような方たちの事業者団体であったり、あるいは地域に色々な見守りネットができていたりしますので、今後そうしたものを活用する余地があるのではないかとということでございます。

○橘川委員長 委員からまとめて御質問、御意見を賜って、後で事務局にお答え願いたいと思います。浅野委員、お願いします。

○浅野委員 さまざまな保安の取り組みの成果が出ているところも大きいなと思う一方で、特にこれから高齢社会化がかなり極端に進んでいく状況の中で、いろいろな取り組みを総合的にやっていく必要があるのかなと私も思います。それで幾つか質問とか提案なのですが、事業者さんの中で特に業務用の厨房施設での事故が結構多いということで、しかし現場では非正規の方、アルバイトの方に責任が一気に負わされている現状の中で、業界

に働きかけて啓発しようということで取り組まれているということなのですが、実際現場でどんな研修が本当に行われているのか、ベストプラクティスの事例として集めていただきたいなと思っています。

それから、それ以外のところで、トップヒアリングが非常にいいなと思っています。先駆的にお取り組みの事業者さんの様子が、特にトップを通じて語られるというところが非常にいいのかなと思っていますが、保安の問題は、おそらく保安の問題だけではなくて、その事業者さんのガバナンス全体の問題。そのガバナンスには恐らく、先ほど天野委員もおっしゃられていたようなコミュニティへの関与ということがどのぐらいしっかりと、しかも長期的に戦略的に捉えられているのかということが、特に地方の事業者では今後重要になってくるのではないかと思います。

先ほど来出ていました福祉の側面から、例えば長期使用製品安全の点検制度とか登録についても、全員が全員登録というのは難しくても、せめて75歳とか80歳以上のところは重点的に把握するようにしていくとか、そういうリスク評価に立った上で誰に力を入れていくのかということが出てくると、先ほどの見守りネットもそうです。自治会とか民生委員さんも、個人情報の問題でいろいろと困っているところは共通しているので、社会福祉協議会さんや行政を通じたネットワークの中で、事業者さんとしてのメリットも見出しながら、一緒に協力していくのかというのはあると思います。また少子高齢化の中で、地方で若者がどんどん減っていく。そうすると地域を支えるインフラ事業者として優秀な若手や、ライフラインでもガスという、特に家庭の女性へのアプローチが非常に重要になってきますので、組織の中で若手や女性の意見をしっかり取り上げられるような、そして開かれたような組織体制なのだろうかとか、それともう一つはIT化をどんどん進めて、啓発の工夫もしていかなければいけない。スマホの利用もはっきりやっていく必要があると思うのですが、一方で個人情報の流出というITリスクに対する姿勢はどうなっているのか、そういうこともしっかりトップが語れないと、おそらく現場で個人情報についてははっきりやっておりますので、是非これに登録してくださいということが社員さんもいえないと思いますので、そういったこともトップヒアリングの中で聞いていただくことは今後していただけると、うれしいなと思いました。以上です。

○橘川委員長 他にはいかがでしょうか。

○吉川委員 先ほど寺澤審議官が発言していたこととやや重複するのですが、この委員会に出ていてちょっと気になるのは、各団体の代表というお立場でいらしている以上ある

程度仕方がないとは思いますが、ともすると業界のお立場からの御主張が多いような印象を受けております。でも、ここでやるべきことというのは、どちらの責任かとかそういうことよりも、むしろ皆さんが協働して先ほども出た大きな目標、つまりはガス、LPガスの安全性がアピールできなければ、ひとたび重大事故が起きれば他のエネルギーにとって代わられると思えば、皆さん共通の利害だと認識すべきで、そこは是非業界のお立場を御主張いただくというよりは、どうやったらその垣根を超えてみんなで協働できるのかということ議論することがメインになる場であつたらいいなということ強く感じました。

そういう中でLPガス販売業者は、消費者の方と一番接点を持っている。つまり消費者の方から信頼を得やすいお立場にあるという意味では、安全を向上させていく上でキーパーソンであるということはお立場上あるのだと思うのです。それをコストと捉えるのか、逆にいえば機器情報をやりとりする中でお話が弾んで、いろいろなビジネスチャンスにつながっていく要素もあるとお考えいただけたらありがたいと思いました。

それから、いきなり各論ですが、先ほど多くの委員の方から出ていましたように、前回の委員会の折に、スマホを使った広報とか、分かりやすいアプローチということを申し上げた中で、各委員も発言していた中で、そういう施策が取り組まれたのは一歩前進だと思います。もう一点は、業界を通じての縦の伝達、例えば料飲組合とかそういうところだけではなくて、面で例えば商店街とか、町内会とか、あるいは機器情報を把握するのにも、例えば大型の団地であれば団地の管理組合などにこの重要性をアピールして、そして一斉に町支部みたいなものを設けて回るとか、そんな仕組みも使ってもいいでしょうし、民生委員とか福祉の方が、総合的にいろいろな情報を集約していただく。その中にガス機器の情報も入れていただくアプローチも有用ではないかと思いました。

それから、大変詳細な事故分析をいただいている、負傷者数や事故数を減らしていく中では、増えてしまった要因もですけど、例えば負傷者数でいえば、25年度に劇的に減っていたのは単に偶然なのか、何かの施策が功を奏しているのかという、その減った原因やよかった点も分析されたいのではないかと思います。

それから、トップヒアリングで、先進的な取り組みに関してアイデアをいただくことも大変有用だと思いますが、みんなが乗れる船でなければいけないという面もあると思うので、みんなができる施策という意味では、点検、立入調査を受けたところも対象になっているということでしたけれども、先進的なところだけではなくて、中小のなかなか厳しい中で事業をなさっているところにもヒアリングをかけていただきたいと思います。

以上でございます。

○橘川委員長　　どうもありがとうございました。

他にはいかがですか。　それでは、まとめてお答えできる範囲でお答えをお願いいたします。

○大本ガス安全室長　　天野委員から、いわゆる 30%がひとり暮らしの高齢者という、いわゆる注意を払うべき方にアプローチするという話。浅野委員からも、ベストプラクティスという話もございました。例えば紹介ということでは、兵庫県のLPガス協会が、シルバーサポート事業という取り組みを展開しています。兵庫県のLPガス協会の販売事業者は、約 400 を超える事業所で、御高齢者のところを訪問して、コンロ清掃や機器の点検とか保安サービス、LPガス以外についてもアプローチしている取り組みを行っているという話も伺っております。

また、トップヒアリングに関して、先ほど浅野委員からもございましたが、今後若手とか女性とかそういう活用というのは、さっき女性の視点というのは非常に大事だということもありますけれども、そういう視点でのアプローチ、ヒアリングも今後検討していきたいと思います。またスマホの利用などのITという視点、さらに個人情報の取り扱いについて留意しつつ、IT推進という立場から今後検討していければと考えております。

吉川委員からも、ビジネスチャンスではないですけれども、消費者との接点があるということがございますので、商店街とかいろいろな面的なツールもございますので、そういう視点からも検討していければなと思っています。25年度において事故件数が減ったのは、正直まだ、一過性なのかどうか分析できていないのですが、一つはガス栓カバーみたいなものが誤開放に寄与したというのは結構あることと認識しておりますが、この辺はもう少し推移を見守っていききたいと思っております。

立入検査については、本省所管事業者はリーディングカンパニーが多くございます。本省においても、比較的規模の小さな販売事業者や保安機関であっても、監督部所管をまたいで販売や保安業務を実施するために、私どもの本省所管になっている事業者もございます。そういうところからもトップヒアリングや立入検査を行っていますので、そういう視点でも引き続き取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○橘川委員長　　また後で立ち入るかもしれませんが、先に進めさせていただきませう。2番目の議題の「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針について」、資料 2-3、2-4 を使うことになるかと思いますが、大本室長、お願いいたします。

○大本ガス安全室長　それでは、2-3 と 2-4 を説明させていただければと思います。まず、資料 2-3 を御覧ください。来年度の保安対策指針の新規項目及び実効性を高める取り組みの（案）というところがございます。

1. は、来年度の指針については今年度の方針の内容を基本的に踏襲して、また5つ新たなものを提示させていただいております。1つが、(1) の2020年に向けての目標設定でございます。都市ガスについては、2020年目標年次として、死亡事故ゼロを目指す、ガス安全高度化計画というのを策定しています。残念ながらLPについては、そのような目標が近年なかったということで、2020年時点の目標ということで、今死亡事故が1桁前半を推移しているというところで、死亡者数ゼロ、負傷者数は25人未満、これは25年が最も少ない人数だったのですが、その半減ということで25人未満を設定させていただきましたが、そういうことを目指したらどうかということを書かせていただいております。

もう一つは、それに取り組む、実行するために、大きく4つを重点的に取り組んだらいいのではないかとということで、1つが、一般消費者の視点でソフト面での対策をとってはどうかということで、さまざまな機会を通じてお客様、一般消費者への注意喚起を積極的に促すということ。また、ハード面の観点で、不完全燃焼防止装置がついていないガス機器の交換を促すとか、Siセンサーコンロの安全な機器の普及促進により一層取り組むということ。2つ目が、販売事業者に起因する事故、先ほど経年劣化みたいな話もございましたが、マイコンメーター、調整器等の期限管理を徹底し、期限内に交換することを行っていただく。3つ目が、CO中毒事故、1つの事故で20人を超えるような事故が起きることもありますので、そういうCO中毒事故撲滅ということで、一般消費者に対しての喚起、清掃・メンテナンス、また警報器の設置の促進を図る。最後に、法令事故に伴うものが約2割を超えることから、法令遵守を徹底するとともに、自主保安チェックシートの積極的な活用により、自主保安活動を促進していただくということを挙げさせていただいております。

2つ目が、先ほど高齢者などを対象に、きめ細かい視点での取り組みが重要という御指摘もございました。以下の点の工夫を図りながら周知活動を進めていってはどうかということで、1つが、ひとり住まいの御高齢者宅を訪問して、安全機器の普及や安全機器の点検等の実施をしていただくということ。また、安全器具が普及することによって逆にガスの危険性の認識が薄れていくこともございますので、使い方を間違えると非常に危険であるということ、併せてガスの利便性というか、素晴らしさということも理解していただく

ことを目的に、小中学校生を対象とした「出前教室」なども販売事業者の方で工夫していただきながら、周知活動をしていったらどうかということを2つ目に挙げさせていただいております。

続いて、裏面を御覧いただければと思いますが、先ほど議論がございましたリコール製品の対応でございます。経済産業省のリコール情報ということで、先ほど幾つか品目を挙げさせていただきましたが、こういうことを念頭に、いわゆる販売事業者の方でそういう情報を有している場合には、機器の製造事業者に対して情報提供などの協力を努めていただく。また、販売事業者は、リコール製品への対応を図る観点から製造事業者と連携を図っていただく。

4番目は、長期使用製品安全点検制度への協力ということで、所有者票の登録率の向上に向けて、例えば自社で販売したものについては代行記入をしていただくとか、自社が販売したものでないものについても、積極的に所有者票の代行記入、場合によっては葉書の投函等の協力を努めていただく。その際にはガス機器の製造事業者と連携を図っていただければと思っております。

最後に(5)でございますが、質量販売の確実な保安業務の実施ということで、質量販売に係る事故が発生しております。中には法令違反によるものもございました。質量販売については、今後FRP容器の普及促進ということもございますので、是非法令遵守を徹底していただいて、14条書面、点検等を確実に行っていただきたいということを挙げさせていただいております。

2. が保安対策指針の実効性を高める取り組みということで、行政側の取り組みでございます。(1)の下線部が、来年度の新たな取り組みでございます。立入検査を行政機関が合同・連携して実施する、立入検査の際に、書面のみの審査だけではなくて、必要に応じて現場を確認していただくということを、行政側も積極的に行ったらどうかということを挙げさせていただいております。

(2)が自主保安活動の把握ということで、行政側も、LPガス販売事業者がチェックシートを活用して、自主的に保安業務に取り組んでいるかどうかということ、立入検査や、場合によっては行政機関への申請の届出の際に目配せしていただく。チェックシートを出していないところは、保安活動の取り組みについてフォローアップを行っていただければという視点で掲げております。

3番目が、これは当たり前のことかもしれませんが、先ほどの死傷者数を減らすという

観点から、事故が起きた場合には、原因事故、法令違反の有無、また必要に応じて再発防止、横展開をしていくということを掲げさせていただいております。

続いて、資料 2-4 を御覧ください。資料 2-4 が保安対策指針の本文という形になります。1 ページ目は割愛しますが、2 ページ目の 3. で 2020 年に向けての目標を新たに記載させていただいております。

新たに記載した点、変更した点について説明しますが、5 ページ目を御覧いただければと思います。(3) の保安教育の確実な実施ということで、③で販売グループの中核となっている LP ガス販売事業者は、グループ内の保安教育を主導とともにグループ会社や、関連会社に対して、保安業務や、保安技術を伝承、指導し保安レベルの向上を図っていただきたい。最近は、これまで培った保安のノウハウがきちんとと伝承されなくなっているということが言われておりますので、そういうところをきちんと若手も含めて伝えていくことが大事ですので、そういうことも積極的に行っていただければと思っております。例えば、中国監督部と中国液化石油ガス保安連絡協議会が連携してやっている保安アドバイザー制度、また、県レベルでもベテランのアドバイザーが訪問して適切なアドバイスを実施するような取り組みを行っているところもございます。

6 ページ目を御覧いただければと思います。(6) の①でバルクの 20 年検査については、昨年の今頃 20 年検査に関して御審議いただき、省令改正等をさせていただいたところですが、今後そういう改正を踏まえて、具体的な取り組みの計画を準備、検討していただければということに記載させていただいております。

また、自主保安活動チェックシートの取組状況ということで、2. (1) の現状のところ、全国 LP ガス協会へのチェックシートの提出率が 74% になっております。認定販売事業者については、集中監視システム導入を積極的に検討、または検討に向けた対応をしてくださいということを昨年、新たに保安対策指針に入れさせていただきましたけれども、現在の認定販売事業者が 239 社、全体の 1.2% という状況になっております。世帯数でいくと 26% ということで、4 分の 1 の状況になっております。

9 ページ目ですが、(2) の一般消費者に起因する事故の防止対策でございます。先ほど申し上げたひとり住まいの御高齢者のところで、工夫を図っていただくことを挙げさせていただいております。現状で、兵庫県の「シルバーサポート事業」のことを挙げさせていただいております。また、「出前教室」というのは、静岡県の LP ガス協会でも実施しているところでございます。

10 ページ目の一番上ですが、最近、Siセンサーコンロという加熱防止装置とか立ち消え装置ということで、火災事故が減ってきていることを消防から伺っておりますが、その普及が約2500万台突破ということで、普及率は約6割と伺っております。こういうことを積極的に推進していくことも大事かと思っております。

11 ページ目に移りまして、(エ)で消費設備調査に際しては、容器が適切な場所に設置されているのか、本来は屋外に設置されるべき湯沸器や、風呂釜が屋内に設置されていたり、適切な場所に設置しているかどうかもみていただきたいということで、今回新たに追記させていただいております。

⑥はリコール製品ということで、説明は割愛しますが、記載するとともに、12 ページ目に長期使用製品安全点検制度への協力ということで、追記しております。

13 ページ目ですが、②の(エ)で、末端ガス栓による誤開放が発生しています。「ねじガス栓」を使用すると、誤って足がガス栓のレバーに当たって栓が開き、事故につながるケースがございます。これについては、つまみに押し回しのロック機構の付いたガス栓を使用すべきではないかということ新たに記載させていただいているところでございます。

14 ページ目に、質量販売に係る事故が発生していることから、法令遵守を徹底し、確実に周知し点検を行っていただきたいということを記載させていただいております。

4. の自然災害対策につきましては、災害対策マニュアルを踏まえた取り組みが各事業者でも行われているということで、ガス放出防止型のホースについても、取り替えとか新規設置に関しては導入していただいているということでございます。これについては広島等の災害などでも、ボンベが仮に流されたとしても、そういうところでガスが止まる効果も聞いているところでございます。説明は以上でございます。

○橘川委員長　それでは、この指針につきまして御意見、御質問を賜りたいと思います。いかがでしょうか。堀口委員、お願いします。

○堀口委員　質問です。新たに2020年に向けての目標設定というところですが、目標の設定は事故の数ではなく、事故に遭った方々の人の数というところで整理するという考え方というのと、COの事故に関して、指針の7ページの3の(1)にしっかりと別項目で、CO中毒事故の防止対策というふうに挙げられています。先ほどの指針の3ページに当たる事故のところでは、特にCOに関して死亡者数や負傷者数について書いてあるわけではないのですが、3. 目に突然、CO事故の撲滅を目指しというこれも何か目標で、撲滅ってゼロということ。突然出てきたので、何か整理が必要なのかなと思ったり。撲滅という

のはゼロのことをいっているのかとか。全体の話をしているのですが、突然CO中毒事故の撲滅、事故の撲滅だと、これは件数の撲滅。でも、ここは人数の撲滅の話、減らすという話をしているのかというところで、ちょっとわかりづらかったので質問をしました。

○橘川委員長　まとめて質問を頂戴して、まとめて答えていただいた方が効率的かと思えます。井伊委員、お願いします。

○井伊委員　私はこの目標設定は大変いい目標設定だと思います。事故ゼロというのもそうなのでしょうけれども、たった1件の事故でも多数の死亡者が出たりすることもあり得ますので、この実態として死亡者ゼロ、あと負傷者、これ本当に達成できるのかというのちょっとあるのですけれども、このところは大変すばらしいと思います。ただ、それをどう実現していくかということが大事なので。保安指針の中でも、10ページの③で触れられているのですが、「ガス栓カバー」の義務化というのがなぜ実行されないのかということと、あとここでは指摘されていますけれども、一口ガス栓への切り替えの検討ですね、これはどちらかをちゃんと実行を担保していくような形がないと、こういう目標設定というのは難しいのではないかと、実現は難しいのではないかとと思いますが、その辺はどういうお考えなのでしょうか。

○橘川委員長　ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。お願いします。

○大石委員　ありがとうございます。この全体の方針の中で対象としてちょっと抜けているかなと思うのが、賃貸住宅の家主さんというか、その人にはどのようにどういう方法で機器の例えば先ほどの長期使用ですか、そういう届出を出してもらうか。ひとり暮らしの人の場合には、個人の持ち物というよりも、家主さんがそういう設備を設置することも多いと思うので、そこへの対策が抜けているのかなと思いました。

○橘川委員長　富田委員、お願いします。

○富田委員　ありがとうございます。日本ガス協会です。この指針自体、LPガスの販売事業者を対象としたものだということでもありますけれども、このリコールにしても、長期使用の制度についてもガス機器が対象になる場合がありますので、都市ガス業界の観点で発言させていただきます。

まず、リコールでございますが、製造事業者が都市ガス用の機器でリコールをする場合、ガス協会には公表の前に情報提供をいただいております。ガス協会はその情報を受けて、リコールの内容と、それからガス事業者がどういう対応をするべきかということを知周するような行動を行っております。消費者保護の観点から、リコールにはできるだけ早く対

応した方がいいということからすると、製造事業者には安心安全な機器をつくっていただくというのがまず第一であります。万が一リコールされる場合には、できるだけ早く私どもにも情報提供いただくということをお願いしたいと思います。

次に長期使用製品安全点検制度ですけれども、この制度の中で都市ガス事業者は、関連事業者として開栓、すなわちガスの使用を開始するとき、あるいは定期保安点検時にリーフレットを配布して制度の周知を行ってきております。一方、保安点検や調査の際にガス事業者が面談するのは、必ずしも機器の所有者ではなくて使用者でございます。先ほど大石委員が御発言されたこととつながるところですけれども、登録率を上げるにはこの機器を使用する前、すなわち購入するときであるとか設置するとき、こういった段階において登録することが大きなポイントではないかと思えます。

例えば大手ガス事業者においては、そのガス事業者のブランドのついたOEM製品を販売しているわけですが、販売店と連携することでその登録率は約8割になっております。その一方で、メーカーのブランドで売られている機器を加えた都市ガス機器全体の登録率は5割から6割ということでございますので、日本ガス協会におけるさまざまな活動を通じて、自社が販売あるいは設置する際に登録していただけるようにガス事業者にいろいろ働きかけをしていきたいと思っております。以上です。

○橘川委員長 佐々木委員、お願いします。

○佐々木委員 まず、指針の中で、2020年に向けて目標設定は非常にいいことだと思います。それに向けて努力したいと思います。先ほどからリコールと長期使用製品の私どもその製造、メーカーの団体でございますので、今リコールについても、これは当然メーカーの責任ですけれども、必死に情報を集めている段階でございます。これについてもガス事業者の協力をお願いしたいと思います。

また、リコールの場合は、私どもガイドラインを全部つくってしまして、基本的には経済産業省に届出をして、原因も全部分析して、リコールの発表日を決めます。それまでに資料の準備、受付の対応、部品の手配等して、かなりタイトな日程でありますけれども、事前に、今富田委員からありましたように関連事業者に説明をしております。私どもの工業会にも大体前日に来るようなタイトなスケジュールになっている状況でございます。

長期使用製品ですけれども、メーカーの責任なのですが、残念ながら製造はしていますが、メーカーが直接販売することはまず皆無とっていい状況です。流通業者様を通じて販売しているということで、メーカーが直接皆さんとかかわることは非常に少ないので、

非常に苦勞して、頑張っていますけれども、今は約4割で終わっているということでございます。引き続き登録率向上に向けて頑張っていきたいと思っております。

ただ、ガス器具と申しますとコンロと湯沸器。私が入った頃では、風呂釜は当然ありまして、風呂釜と湯沸器はドッキングしていませんでした。ですから、販売経路がまるっきり違っておりました。コンロと小型湯沸器はガス流通さんが中心で、風呂釜というのは昔、タイル、ステンレス、ほうろうがありまして、必ず2つ穴をあけました。その関係でタイル、建材、金物というガス流通さんとは違うところで多く販売します。今でもそうですけれども、販売ルートは多岐にわたっております。そのためになかなかつかみづらいのでございますけれども、先ほど川原製品安全課長からありましたように、できるだけ定保とか設備点検、特につかみやすいようなことを今一生懸命検討していますので、引き続き登録率向上に向けて努力したいと思います。以上でございます。

○橘川委員長　それでは事務局、今までのところでいかがでしょうか。

○大本ガス安全室長　まず堀口委員から、2020年に向けた目標設定が、人数なのか、事故の件数なのかという話しがございました。LPに関しては、まず人数に着目したいと思っております。事故件数を目標にしてしまうと、目標を達成するために事故届を出さないみたいな話になってしまつては本末転倒ですので、届出はしていただく。ただ、死傷者を伴う事故は撲滅していくというのが大事かと考えております。CO中毒の撲滅という言い方がある意味誤解を招いたのかもしれませんが、思いとしましては、CO中毒事故をなくしていきたい、ゼロにしたいという思いでございます。全国LPガス協会の来年度の新たな目標は、CO中毒事故をなくしていく、撲滅するという目標設定をしている予定であると承知しており、ここについてはいわゆる業界もそうですし、この目標とも合致するような動き、流れなのかなと思つている次第でございます。

井伊委員から、ガス栓カバーについての御指摘がございました。これについては、私どもも設置促進を強く呼びかけているところでございます。事業者にもここに関して、そういう御趣旨もあったのでいろいろと議論している中で、事業者の立場からすると今の一口ガス栓、いわゆる誤開放を断つために二口を使わない世帯については一口に切り替えるという方針をとっている事業者もいますので、そういう意味でいくと、どちらかはやっていた方がいいのかと思つております。そこは義務化というよりは、どちらかをきちんとやっていただくことが重要と思つております。

大石委員から、賃貸家主についてお話しがございました。都市ガスの方でも苦慮してい

なのですが、いわゆる経年管といわれる古いガス管があります。使用者と所有者が異なる場合があります。ガス管の切り替えをお願いする場合は、住んでいる人ではなくてオーナーである所有者に呼びかけます。ガス会社に呼びかけるのは、ガスの使用者に呼びかけることになりますので、一義的にはガスの使用者になりますが、そこは使用者と合っていればいいのですが、ここからまたオーナーにたどり着くには意外に手間かかる場所があります。ガス会社の方でも、そこはオーナーとかいわゆるアパートの方にたどりつけば、そういう取り組みは行っていると理解しておりますが、そういう状況があるということでございます。

リコール製品については、繰り返しになりますが、やはりリコール製品で事故が起きております。そういうことで消費者庁も関係省庁、あらゆるツールを駆使しながらリコール製品をなくす努力をやっていきます。経済産業省、関係省庁も一丸となってそういう事故を減らしていく取り組みが大事かと思っております、そういうところの情報提供をこちらとしても呼びかけるとともに、ガス業界が一丸となって、そういう事故を減らすという取り組みの観点から、販売事業者の方にも点検の際の対応とか、場合によっては長期使用製品安全点検制度の登録率向上に向けた御努力をお願いできればと思っている次第でございます。

○橘川委員長 大分時間が押してきましたので、効率的にお願いします。

○川原製品安全課長 先ほど家主対応ということがございました。これは文書等ではお願いしておりますけれども、少なくとも個別に事業者に行くということはまだやっておりませんので、その辺はしっかりやっていきたいと思っております。

それから、日本ガス協会さんからリコール、早く情報を欲しいということで、これはもつともでございます。我々も早く情報を出すようにいたします。それから長期使用点検制度については、定保により後でいろいろ情報をつかむというよりも、販売するときということでございます。これはメーカー、販売事業者の協力を一層進めていきたいと思っております。以上でございます。

○橘川委員長 議論の中でポテンヒットみたいところが明らかになって、そのガスの器具の所有者と使用者が違うときの所有者をどうするのかという問題と、それからリコールの問題で明らかになったように、メーカーとガス業者の間に販売業者という人がいるわけで、このオーナーの人と販売業者のところに対して、どうやって保安の問題を浸透していくのかということがポイントとして出てきたと思っておりますので、そこを考えていただき

いと思います。

それでは先の議事なのですけれども、3の議題と4の議題と5の議題を一緒にこれからまとめて報告していただいて、討論していくというやり方にしたいと思います。それでは大本室長、お願いいたします。

○大本ガス安全室長　それでは資料3を御覧いただければと思います。保安規制の検討結果というところでございます。

検討の経緯のところでございますが、一昨年、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会のところでガスシステム改革小委員会が設置されて、ガスシステムの在り方についての検討が行われてきたところでございます。これを受けて、昨年6月にガス安全小委員会で、望ましい保安についての検討を進めてきました。また、液化石油ガス小委員会では、簡易ガス、また液石法、ガス事業法の消費段階における規制について検討を行ってきたところでございます。

2. は簡易ガスの保安規制については、1月13日に開催されたガスシステム改革小委員会で、引き続きガス事業法の対象とし、その中で保安規制を講じることで、その保安規制の手法・水準を維持することになっております。

(2)が消費段階におけるガス事業法と液化石油ガス法の保安規制の在り方ということで、この両法の規制・保安体系や保安対策に留意しつつ、整合化を図っていくことを記載しているところでございます。

めくっていただいて、参考1が簡易ガス事業における法制面の取り扱いということで、これについては各委員に御連絡を事前にさせていただいているところでございます。

参考2については、保安規制の在り方について、ガス安全小委員会の方で取りまとめた資料でございます。これについては5ページ目に、簡易ガスの保安規制の在り方【論点3】と(5)消費段階等におけるガス事業法と液石ガス法の保安規制の在り方【論点4】、ここが先ほど申し上げた内容と一致しているところでございます。

資料4を御覧いただければと思います。規制の整合化等に向けた検討について(案)でございます。本件につきましては、今後1年を目途に、ガス事業法と液化石油ガス法の整合化に向けて、運用面の実態も含めて検討していくことを記載させていただいております。

2ページ目を御覧ください。液石法の性能規定化についてでございます。これまでも液石法については性能規定化がされているところですが、まだ、仕様規定が残っておりますので、今後技術進展が見込まれる分野ということを中心に民間規格、例えばJ I S等を採

用する可能性について検討していければと思っております。また、器具省令という液化石油ガスの器具に関しても、性能規定化の検討を進めているということで、こういうことについても対応していきたいと考えております。

3 ページ目を御覧ください。下のほうに集中監視システムの例を挙げております。この集中監視を活用した事業者は、例えばコンロの消し忘れを集中監視センターで検知し、何かあれば遠隔で遮断できるというシステムでございます。一般消費者の7割を超える事業者については、認定販売事業者として認定するというを行っております。これによって例えば消費機器の周期期間の緩和とか、いわゆる緊急時対応の所要時間の緩和みたいなインセンティブを受けるような仕組みになっております。ただ、この制度の認定については通信手段の多様化に伴う設備投資や、70%のハードルといった課題があり、これについてはもう少しインセンティブが付与できないかとか、場合によってはこのハードルを下げられないかという声も聞いております。これについては、そうした声について検討しているかどうかということに記載しているところでございます。

カラー刷りのところは、先ほど申し上げた主な規制について、黄色が販売事業者、下が保安業務を行う保安機関でございますが、その整合化ですとか、性能規定化、認定販売事業者の有効活用ということを右下の赤いところですが、記載しております。

続いて、参考資料1と2でございます。参考資料1は先ほど少し紹介しましたが、バルクの関係省令の改正について、昨年3月の液化石油ガス小委員会で審議いただきましたけれども、昨年6月に公布、また9月に改正ということで、一連の改正を行っております。また、3. で高圧ガス保安協会の規格についても今年2月に、最新の規格にしているというところを紹介させていただきます。

参考資料2で、LPガス災害対策のフォローアップでございます。ここについては47の都道府県LPガス協会に対して、アンケートで調査を行いまして、それぞれ災害対策に関して積極的に取り組んでいるということでございます。2ページ目、3ページ目にそういう取り組みの数字を記載しております。これを100%目指していくということで今取り組んでいるところでございます。説明は以上でございます。

○橘川委員長 どうもありがとうございました。

まず今年のこの小委員会で、一旦、簡易ガス事業について液石法の方へ移すという合意を頂戴いたしました。その後、主として保安面の法制的な観点から、それがかなわないという形になったわけです。その議論をまとめる責任者として小委員会の委員長として関係

者の方々に非常に御迷惑をおかけした点をお詫び申し上げます。

それを踏まえまして、皆さんから御意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。
内藤委員代理、お願いします。

○北嶋委員（内藤委員代理） 資料3の参考1-1のカラーの説明の図について意見を述べさせていただきます。これは1月13日のガスシステム改革小委員会に提出された資料と同じものですが、その場には私どもは参加させていただけなかったものですから、この場を借りて確認させていただきたいと思います。

この参考1-1の図を見ますと、液石法には業務改善命令がなく、保安確保が緩やかになっているように見受けられます。しかし、実際は液石法においても、LPガス販売事業者に対する業務停止命令や保安機関に対する改善命令がございます。さらにLPガス販売事業者に対しては登録の取り消しがあり、また、保安機関には認定の取り消しもございます。したがって、液石法は、この図にありますように保安規制の水準も高く、改善命令や取り消しなどの行政処分もガス事業法と同等になっているということを御説明いただけると幸いです。以上でございます。

○橘川委員長 他にはいかがでしょうか。それでは、お願いいたします。

○大本ガス安全室長 先ほどの内藤委員代理の参考1-1の話でございます。この資料では、保安規制のところ「技術基準」と書いてございますが、これが技術基準に適合していない場合の適合命令というのを省略させていただいたところについて、内藤委員代理から補足コメントしていただいたところなのかなと思っております。本来であれば保安規制で適合しない場合は技術基準適合命令というのを、液石法、高压法もそうですし、ガス事業法にも命令ができる仕組みがございます。液石法とガス事業法の両法にありますので、実はその違いを出すために、あえてそこを省略しております。

一方で、右側のほうの業務改善命令、取り消しというのは、実は技術基準とは関係なしに、例えば事故の発生とか、消費機器の周知調査が適切に行われていないとか、場合によっては復旧の遅延とか、ガスの使用者の利益が阻害されているものに関して改善命令、取り消しを行うというスキームがついております。その違いについて右側に書いておりますが、技術基準に適用していない場合の適合命令というのがあって、それに対しての所与の措置があるということを省略してしまったところにつき、内藤委員代理の御発言の御趣旨かということで補足させていただきます。以上です。

○橘川委員長 他の方はいかがでしょうか。吉川委員、お願いします。

○吉川委員 法的な整理をつけた上で、液石法とガス事業法で規制の整合化というのを図るべく、目指していくべきではないかという意見は持っております。その中でガス安全小委員会の方で最後に出た話だと思うのですが、自由化が促進されたことで、今までかなりの部分は自主保安に頼っていましたが、自主保安だけでは参入業者さんが多数になると、多くの方がみんなそれを守ってくれるかが分からないということで、少なくとも導入時は少し規制をかけなければいけないだろうという議論が出たことを記憶しております。そういう意味では、参考 1-1 にあるガス事業法の保安規制の部分の青い四角が、もう少し上に来るようなイメージなるのではないかと考えていますので、そのガス事業法の動向をみながら、そうなるとう液石法の青い四角の部分と保安規制のレベルがかなり似通ってくるのでしょうか、整合性を図る意味では、ガス事業法の部分の保安規制がどうなっていくのかが見えた段階で、整合性を図っていく方が合理的ではないかと考えていることを一言申し上げます。

○橘川委員長 他にはいかがでしょうか。資料 4 の中身も大事だと思うのですが、こちらはいかがでしょうか。それだけでなく構いませんが、いかがでしょうか。

ないようでしたら、まず吉川委員の御発言にコメントをお願いします。

○大本ガス安全室長 先ほど吉川委員の御指摘で、場所的にはガス安全小委員会の話の部分もあるかと思いますが、都市ガスの小売全面自由化ということで、新規参入者、小売事業者に対する今の自主保安ですけれども、どうやって保安の維持向上をしていくかということは、これからガス安全小委員会の場で検討していくことかと思いますが。これについては御指摘のとおり、その検討とともに今のガス事業法、液化石油ガス法の整合化にも留意しながら検討を進めていければと考えているところでございます。

○橘川委員長 他にはいかがでしょうか。お願いします。

○北嶋委員（内藤委員代理） 資料 4 ですが、LP ガスの集中監視システムについて御発言をさせていただきます。LP ガス業界では、1986 年に開発されたマイコンメーターを用いまして、1987 年には早くも集中監視システムを登場させました。これは今はやりのスマートメーターの先駆けというシステムでございます。大変先進的な試みであったと自負しております。その後、2000 年頃までは順調に普及が進みましたが、500 万世帯を超えたあたりから少し普及速度が鈍ってきたかなというところではございます。それでも現在六百数十万世帯に普及しておりまして、これは電力や都市ガスの業界に比べても相当高い普及率であり、大体 LP ガスの世帯の 4 分の 1 ぐらいに集中監視システムが入っているわけでございます。

この20数年間の流れを見てみますと、その間には通信手段がアナログの有線電話からI SDNに変わるとか、携帯電話、PHSが入ってくるとか、そのたびごとに大規模なシステム変更があって設備投資に苦勞してきたわけです。現在、懸念されることは、資料4の3ページにございますように顧客の70%以上に集中監視システムが入っていないと認定販売事業者になれないという要件でございます。大手のLPガス販売事業者などの場合、周辺の中小的業者からの事業譲渡などで顧客が増えるたびごとに集中管理システムの比率が下がってしまい、70%を維持できないという苦勞がございます。そのため、大手のLPガス販売事業者が認定販売事業者から外れて、集中監視システムの普及に関心を失っていくケースがございます。この点を大変懸念しております。

このままでは、先人たちが苦勞して普及させてきた集中監視システムが立ち枯れてしまうのではないかと懸念しております。私見ではございますが、集中監視システムの普及、推進を図るためには、認定販売事業者の要件とは違う切り口で、税制などによりシステム投資を支援する措置などを検討する必要があるのではないかと考えております。以上でございます。

○橘川委員長 他にはいかがでしょうか。井伊委員、お願いします。

○井伊委員 中身ではないのですけれども、議論の仕切り方の問題なのですが、先ほど橘川委員長が、御迷惑をおかけしましたと謝られたのですけれども、委員長事務局の方はこの問題についてどういうふうに考えているのかというのを頂戴できますか。

○橘川委員長 委員長の問題でもあることは確かだと思います。○大本ガス安全室長 すみません、委員長と同じ思いでございます。

○橘川委員長 他にはいかがでしょうか。それでは内藤委員代理の御発言についてコメントをお願いします。

○大本ガス安全室長 集中監視について、税制面について御発言がございましたが、税制を要求するに当たっては、まずは実態をよく踏まえなければならないと考えております。また、業界としての御要望がどのようなものであるのか、そしてどのようなスタンスであるのかということについても確認や調査をさせていただきたいと思っております。が、ただこれは財源措置も含めていろいろな制約がございますので、ハードルは高いということだけは御理解いただければと思います。

○橘川委員長 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

私の方から意見をさせていただきますが、今都市ガスを含めてガス業界は非常に大き

く動いておりますが、私事なのですが、先日、家のガスコンロを替えたのですが、やはり都市ガス指定の器具は高いのです。どうしても、ネット販売か何かで買うと。買うときにはほとんど保安についての説明がなくて、その後この間、東京ガスの方が来られて、自由化の影響がプラスに効いていると思うのですが、よそから買った器具についても安全のことをいろいろ指導していただきまして、それはそれでいいことだと思うのですが、やはり保安のことを考えますと、ガスを販売する今のネット販売を含めた流通業界のところ、それからこれから自由化で、ガスのほうでいくと第4グループとLPガスの間でも競争も始まるかと思うのですが、ガス器具つきのサービスとかガス供給サービスが始まっていくと思います。特に賃貸アパートのオーナー、ガスの所有者の人と使用者の人がずれた場合の保安をどうするのか。この問題は、都市ガス業界もLPガス業界も合わせて重要な問題で、本日の議論で、かなりいろいろガス業者の方とか機器メーカーのところできるところは皆さんさんやってきて、その成果が出ていると思うのですが、なお残っている未開拓の分野は、保安に関していうとそこにあるのかなというのがみえてきたというのが、本日の審議をやってよかったなと思う点なので、是非そういうことを今後前向きに保安の問題で考えていただきたいという印象を思いました。

○大本ガス安全室長　本日はありがとうございました。本日の議事要旨につきましては、事務局で作成し、ホームページに公開したいと思います。議事録については委員の皆様にご確認いただいた上で、公開することを予定しています。追って事務局より確認させていただきますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○橘川委員長　ほぼ予定時刻で終わりました。本日はありがとうございました。これにて審議を終わらせていただきます。

—了—